

給付制奨学金の実現と学費の無償化を求める意見書

高校や大学に入学しても高い学費が払えないために、途中で退学を余儀なくされる学生が増えている。その要因は、雇用環境の悪化に伴う家計の圧迫とともに、日本の学費が、世界の中でも異常に高いことにある。

政府は2012年9月、中等・高等教育の斬新的無償化を求めた国際人権規約第13条2項(b)および(c)の留保を撤回した。これにより、日本は高校・大学など「中等・高等教育の無償化」を目指すことになった。しかし、公立高校授業料への所得制限の導入は、無償化への歩みを後退させるものであり、クラスに分断を持ち込み、保護者・学校現場の混乱を招くことも危惧される。

教育の無償化は憲法でうたわれた「教育を受ける権利」及び教育基本法における「教育の機会均等」から要請されることである。OECD加盟の主要国では、すでに返済の必要のない給付制奨学金が整備されており、高校はもとより大学の授業料無償化が主流になっている。

不安定雇用の影響は、新卒の若者に著しくあらわれており、奨学金の返済の見通しもたたず社会へのスタートラインで大きな重荷を背負うことになっている。

家庭の収入にかかわらず、だれもが安心して学ぶことができるよう、教育の無償化の取り組みは急務となっている。

よって政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること
2. 公立大学の学費減免制度など負担の軽減策を拡充し、段階的に学費無償化を進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 下村 博文 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 西村 敏弘